

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事 年	業 度	・ ・ ・ ・	法人名	
--------	--------	------------------	-----	--

別表六十六
令二・四・一以後終了事業年度分

国 家 戦 略 特 別 区 域 の 名 称		1					
特 定 事 業 の 内 容		2					
資 産 区 分	種 類	3					
	構 造、設 備 の 種 類 又 は 区 分	4					
	細 目	5					
	国家戦略特別区域担当大臣の 確認を受けた事業実施計画に 記載されることとなった年月日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	取 得 年 月 日	7	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	特定事業の用に供した年月日	8	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	9	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積 立 金 計 上 額	10					
	差 引 改 定 取 得 価 額 (9)－(10)	11					
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
(11)のうち(7)が平成31年3月31日 以前であるものに係る額の合計額		12	円	調 整 前 法 人 税 額		21	円
同 上 の うち 建 物 及 び そ の 附 属 設 備 並 び に 構 築 物 に 係 る 額		13		(別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)			
(11)のうち(7)が平成31年4月1日 以後であるものに係る額の合計額		14		当 期 税 額 基 準 額		22	
同 上 の うち 建 物 及 び そ の 附 属 設 備 並 び に 構 築 物 に 係 る 額		15		$(21) \times \frac{20}{100}$			
(14)のうち(6)が平成31年3月31日 以前であるものに係る額		16		当 期 税 額 控 除 可 能 額		23	
同 上 の うち 建 物 及 び そ の 附 属 設 備 並 び に 構 築 物 に 係 る 額		17		((20)と(22)のうち少ない金額)			
税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	$((12)-(13))+((16)-(17)) \times \frac{15}{100}$ $+((13)+(17)) \times \frac{8}{100}$	18		調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額		24	
	$((14)-(15))-((16)-(17)) \times \frac{14}{100}$ $+((15)-(17)) \times \frac{7}{100}$	19		(別表六(六)「7の⑩」)			
	税 額 控 除 限 度 額 (18) + (19)	20		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額		25	
				(23)－(24)			
機 械 設 備 等 の 概 要							